

## 計画相談支援事業について

## 1. 現状

- ・ 指定特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所は今年 3 月末で 24 ヶ所となっているが、依然として相談支援専門員がひとり配置の事業所（11 ヶ所）が多い。複数配置の事業所であっても相談員が他の業務と兼務していることもあり、負担は大きい。
- ・ 現在、基幹相談支援センターが 4 ヶ所設置されている。他の 3 町については設置の予定はない。（委託相談あり）  
兵庫県下 41 市町のうち、令和 3 年 4 月現在で 31 市町が設置済み。西播磨圏域においては 3 町が未設置である。
- ・ 計画相談のケースは障害児の計画が増え続けている。障害児の計画相談を受けられる事業所（16 ヶ所）が限られており、業務量がかなり増えている。児童の相談は本人、家庭ともに状況の変化が大きく、家族へのサポートもかなり必要になるため時間を要する。
- ・ コロナに関する影響は継続しており、対面でのやりとりの制限、相談員も動きが取りにくい状況が続いている。また、通所先やショートステイ先が受け入れできない状況もあり厳しく、本人、家族ともに不安が大きくなる。感染予防対策も各事業所に任されており、対応をしながら日々の業務にあたっている。
- ・ 他（多）職種連携が言われる中、組織的な繋がりや連携についてはまだできていない所が多くある。相互の役割を確認しながら進めていく必要がある。

## &lt;相談支援体制の整備について&gt;

基幹相談支援センター	<第 3 層>	地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など
市町村相談支援事業	<第 2 層>	一般的な相談支援
指定特定相談支援事業等	<第 1 層>	基本相談支援を基盤とした計画相談支援

\* 重層的な相談支援体制が求められる中でなかなか実現は難しい。障害者の生活全般を繋げるためには多職種連携が必要であり、個人と個人の繋がりだけでなく、組織や地域との繋がりも大切になっている。

また、相談支援を充実させるための人材の確保と育成においては、市町や基幹相談支援センターの役割が重要である。西播磨地域は各市町だけではなく、圏域全体として 3 層構造の相談支援体制が重要である。

## 2. 課題

- ・ 令和 3 年度に報酬改定がされたが、人材確保と収入の面から相談支援事業の継続が難しい状況に変わりはない。
- ・ 現状、どの分野にも余力はなく、地域資源の開発や新たな支援の創設に繋がっていない。
- ・ 業務過多により、相談支援専門員が学びを深めるための時間が取れない。
- ・ 相談員 1 名あたりの担当件数が過多で、何らかの事情で業務が継続できなくなるとその影響は多大となる。事業所だけの対応では解決できない。